

おおいた学生登録制度運営要領

(目 的)

第1条 この要領は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める大学（短期大学を含む。）、大学院、高等専門学校及び専修学校又は統計法に基づき実施される学校基本調査における公共職業能力開発施設等（以下「大学等」という。）の在籍者に対して、大分県内での就職に役立つ情報等を発信することで、卒業時の県内就職を後押しする「おおいた学生登録制度」の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(提供するサービス等)

第2条 知事は、おおいた学生登録制度の登録者に対して、大分県内での就職に役立つ情報を郵送又はメールで提供するものとする。

(登録料等)

第3条 おおいた学生登録制度の登録料及び情報料は、無料とする。

(登録対象者の要件)

第4条 おおいた学生登録制度の登録対象となる者は、次の各号の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 大学等に現に在籍する者
- (2) 大分県内での就職を検討する者

(登録手続)

第5条 おおいた学生登録制度へ登録しようとする者は、おおいた産業人財センターのホームページに設置した登録フォームに必要事項を入力し、登録を申請するものとする。

- 2 知事は、前項の申請を受け付けたときは、登録システムに申請のあった情報を登録するものとする。
- 3 第1項の規定に関わらず、大分県内の高等学校に在籍する者は、別に定める申込書に必要事項を記載し、登録を申請することができる。
- 4 知事は、前項の申請を受け付けたときは、必要事項を登録システムへ登録するとともに、登録を申請した者に登録システムへのアクセスに必要となる仮アカウントと仮パスワードを発行するものとする。
- 5 前項の規定に基づき、仮アカウントと仮パスワードの発行を受けた者は、大学等への進学後におおいた産業人財センターのホームページに設置した登録フォームに必要事項を入力し、追加情報の登録を申請するものとする。
- 6 知事は、前項の申請を受け付けたときは、登録システムに申請のあった情報を登録するものとする。

(個人情報の保護)

第6条 知事は、おおいた学生登録制度への登録の際に収集した個人情報（以下「登録情報」という。）を大分県個人情報保護条例（平成13年大分県条例第45号）に基づき、適正に取り扱うものとする。

(登録期間)

第7条 おおいた学生登録制度の登録期間は、登録者の大学等卒業年度の翌年度までとする。

2 登録期間満了前におおいた学生登録制度から退会しようとする者は、おおいた産業人財センターのホームページに設置した登録フォームに必要事項を入力し、退会を申請するものとする。

3 知事は、前項の申請を受け付けたときは、退会を申請した者の登録情報を確実に、かつ、速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(登録内容の変更)

第8条 登録者は、登録情報に変更が生じたときは、おおいた産業人財センターのホームページに設置した登録フォームに必要事項を入力し、登録情報の変更を申請するものとする。

(登録の取消)

第9条 知事は、虚偽の登録情報を申告するなど、おおいた学生登録の登録者としてふさわしくない行為を認めたときは、登録を取り消し、その旨を通知するものとする。

(事務局)

第10条 おおいた学生登録制度の事務局は、大分県商工労働部雇用労働政策課に置く。

(雑 則)

第11条 この要領に定めるもののほか、おおいた学生登録制度の運営に関し必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成28年6月21日から施行する。